


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・平成27年11月18日

所管部課	子ども生活部 青少年課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例施行規則		
	部課機関			
1. 要 旨				
(1) 改正理由 平成28年度より、閉所時間を延長するため、条項を改めるものである。				
(2) 改正内容				
①延長保育の申請を加える。				
②延長育成料の決定を加える。				
③延長育成料の減額及び免除は育成料の減額及び免除に準ずる。				
④入所基準表の保護者の状況欄に父又は母が育児休業を取得している場合に関する事項（育児休業終了の1か月前から入所申請が可能）を加える。				
(3) 施行日 平成28年4月1日				
(4) 影響及び効果 子育て支援策として、児童の安全確保の向上並びに女性の社会進出の一助となるものと考えている。				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成27年第3回市議会定例会で条例改正済み 文書課審査済み				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、改正の手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：提出は、定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。